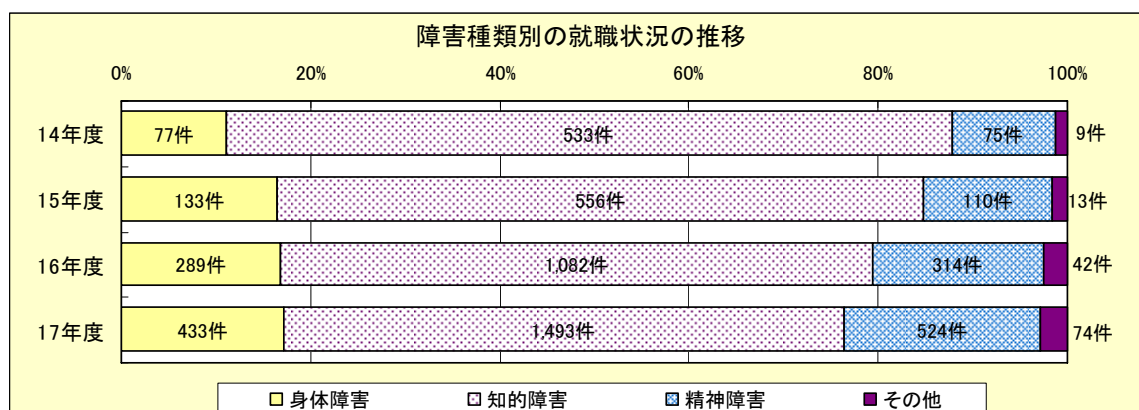


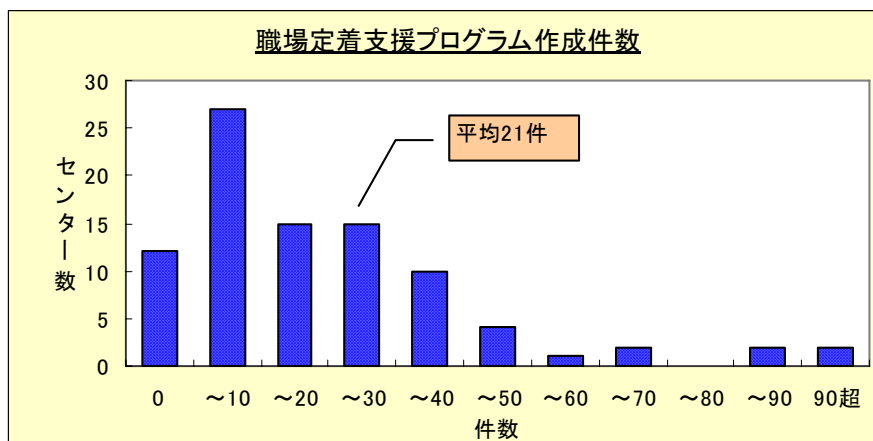
[参考：年度推移でみる障害種類別の就職状況]



(9) 職場定着支援の実施状況

① 職場定着支援プログラム作成件数

90 センター計	1,909 件
1 センター当たり	21 件 (前年度 16 件、31%増)



② 17年度に就職した者のうち、平成18年4月1日現在における職場定着状況

17年度の年間就職者数 (A)	2,447 人
18年4月1日現在の雇用継続者数 (B)	1,894 人
離職者数 (A-B)	565 人
雇用継続割合 (B/A)	77.4%

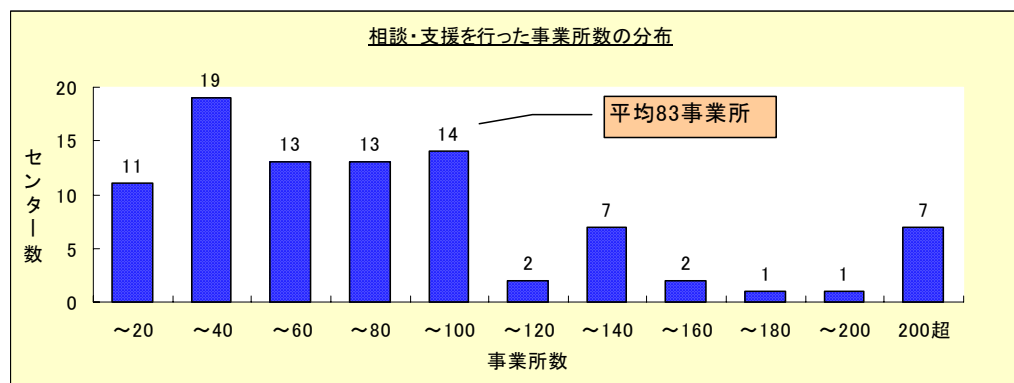
③ センター主催の定期的な集まり(同窓会、茶話会その他余暇行事等)開催状況

- 茶話会・交流会等
  - ・ 茶話会、食事会、立食パーティー、サロンの開催等
  - ・ 交流会 (利用者のOB会、地域住民との交流会、養護学校卒業生同窓会、就労者本人会、就労者親の会、事業主団体主催の働く仲間の交流会、事業主との懇親会)
  - ・ 他センターとの情報交換会
  - ・ カウンセリング (健康相談、教育相談、ピアカウンセリング)
- 余暇活動・行事
  - ・ 季節行事 (お花見会、暑気払い、夏祭り、勤労感謝祭、クリスマス会、餅つき大会等)
  - ・ クラブ・サークル活動 (お茶、お花、サッカー、刺し子等)
  - ・ レクリエーション (映画、ボーリング、カラオケ、釣り、バーベキュー等)
  - ・ 旅行 (1泊2日、日帰り旅行、バスツアー、デイキャンプ)
- 勉強会
  - ・ 見学会 (職場、アビリンピック、ハローワーク、地域支援センター等)
  - ・ 講習会 (防犯、ビジネスマナー、免許、自立支援法等)
  - ・ 勉強会 (パソコン、料理、コミュニケーション学習、英会話、生活全般等)
  - ・ 体験談公聴会 (OBの体験談を聴く会、「父親奮闘記」「母親奮闘記」を聴く会)
- その他
  - ・ ボランティア活動 (駅前清掃、赤い羽根募金など)
  - ・ 各種関係機関や社会資源、催物の情報提供、併設施設が主催する行事への参加呼びかけ

### 3. 事業主に対する雇用管理に関する支援の実施状況

#### (1) 相談・支援の対象事業所数

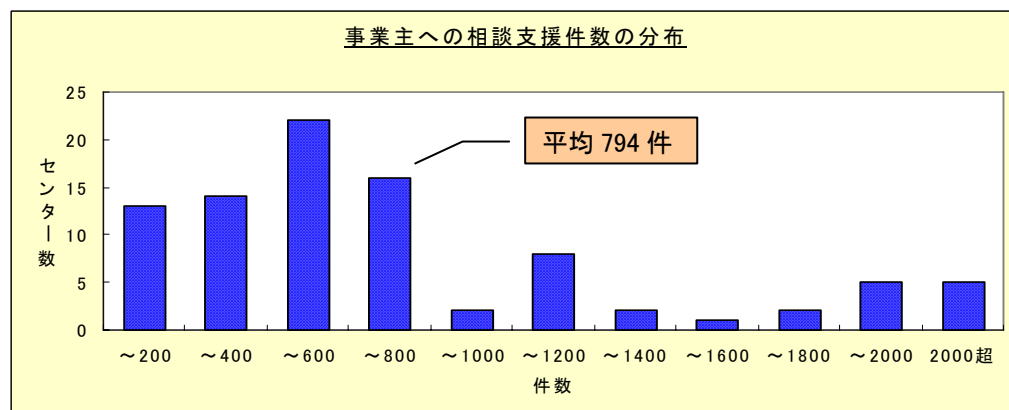
90 センター計	7,454 事業所
1 センター当たり	83 事業所 (前年度 67 所、24%増)



#### (2) 相談・支援の実施状況

##### ① 相談・支援件数

90 センター計	71,470 件
1 センター当たり	794 件 (前年度 725 件、10%増)



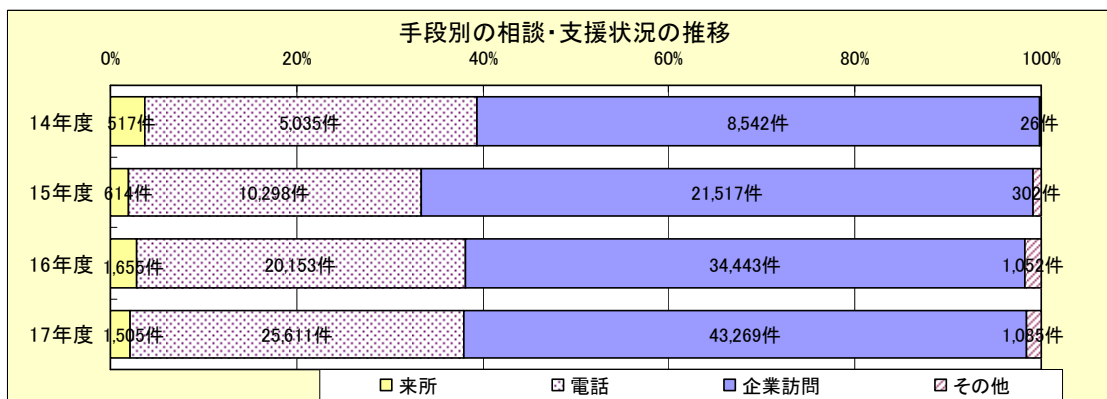
##### ② 手段別の相談・支援件数

	90 センター計	構成比	1 センター 当たり
センターへの来所	1,505 件	2%(前年度 3%)	17 件
電話 (e-mail 等を含む)	25,611 件	36%(前年度 35%)	285 件
企業訪問(職場開拓、職場定着支援を含む)	43,269 件	61%(前年度 60%)	481 件
その他	1,085 件	2%(前年度 2%)	12 件
合計	71,470 件	100%	794 件

→ 「その他」の内容 (自由記述より)

- ・ 障害者雇用に積極的な企業への案内、訪問同行
- ・ 企業を対象とした講演会の開催
- ・ 企業や関係機関が集まる会議、会合等での情報提供や情報交換
- ・ 関係機関を経由しての連絡調整等
- ・ 障害者職業センター、ハローワーク等への相談同席
- ・ 障害者の家庭訪問等への同席
- ・ 事業所主催の歓迎会等への参加同行 (両者の不安軽減、センターによる支援の周知を図る)

〔参考：年度推移でみる手段別の相談・支援状況〕

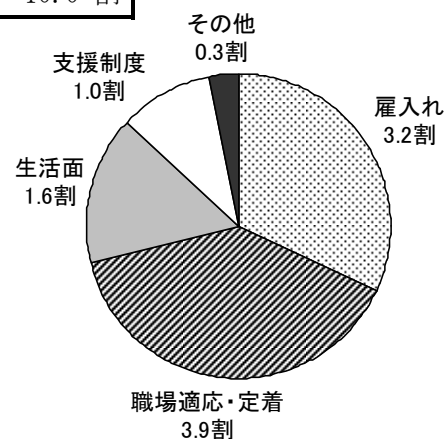


③ 内容別の相談・支援の割合

雇入れに関する相談・支援	3.2割
雇用する障害者の職場適応・職場定着に関する相談・支援	3.9割
雇用する障害者の生活面に関する相談・支援	1.6割
障害者の雇用支援制度に関する相談・支援	1.0割
その他	0.3割
合計	10.0割

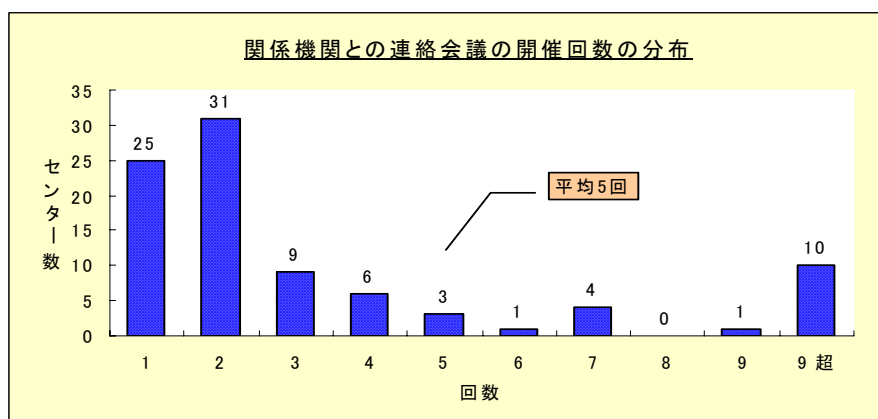
→「その他」の内容

- ・ 職場実習、職場見学等の受入れに関する相談、情報提供、連絡調整
- ・ 事業所閉鎖による解雇についての相談、再就職の調整
- ・ 家族との連携の仕方についての助言
- ・ 特例子会社設立に関する相談支援
- ・ 関係継続のための顔つなぎ



4. 関係機関との連絡会議の開催状況

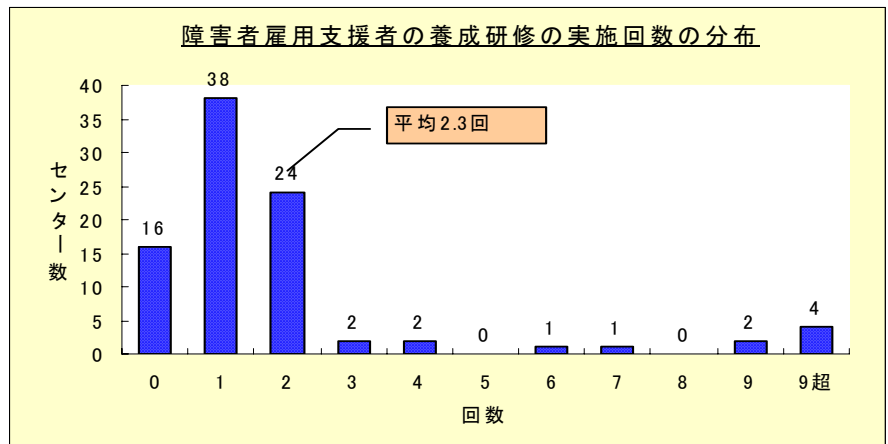
	センターが主催	他機関主催会議への参加
90センター計	429回	7,101回
1センター当たり	5回	79回



## 5. 障害者雇用支援者の活用状況

### ① 養成研修の実施回数等

	養成研修		登録者数
	実施回数	参加対象者数	
90 センター計	211 回	4,939 人	677 人
1センター当たり	2 回	55 人	8 人



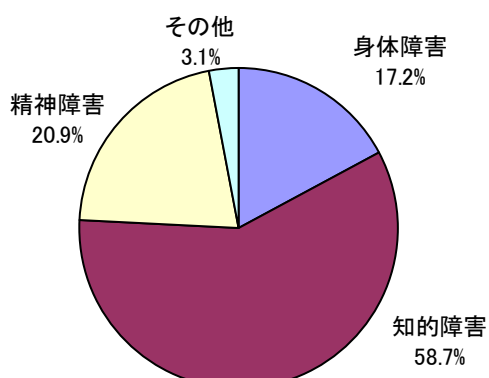
### ② 障害者雇用支援者の活用例

- 就業面の支援
  - ・ 併設施設での基礎訓練、準備訓練、委託訓練、職場実習等の指導援助
  - ・ 職場開拓
  - ・ 面接同行（手話通訳）
  - ・ 精神障害者のグループ就労支援
  - ・ 職場定着支援（通勤支援、職場環境改善支援、人間関係の調整など）
  - ・ 企業定年退職者を活用した訓練指導、職場開拓
  - ・ 企業経験者を活用した就職面接の練習
- 生活面の援
  - ・ 余暇活動企画、余暇活動への参加
  - ・ 悩みなどの相談相手
  - ・ 外出時の支援、通院付き添い
  - ・ 家庭訪問による様子伺い
- その他
  - ・ 学習会、手話講習会等の講師
  - ・ 啓発活動、会議の運営補助
  - ・ 情報収集、情報提供（障害理解のための資料配付等）

### Ⅲ. 障害者就業・生活支援センターとハローワークの支援対象者の障害種別の比較

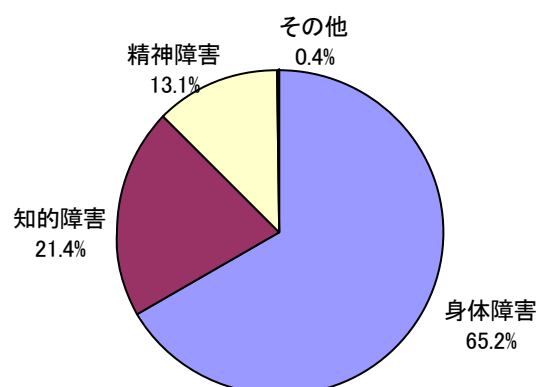
#### (1) 求職者(17年度)の障害種別の割合について

##### ①障害者就業・生活支援センター



※登録者のうち求職中の者  
(H18年3月末)

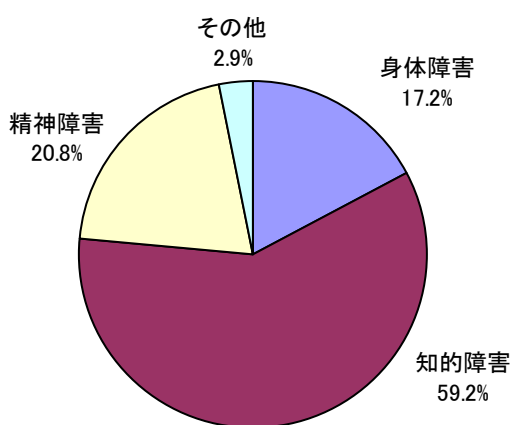
##### ハローワーク



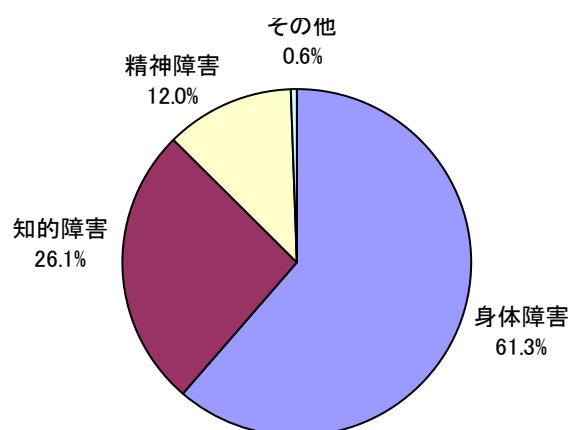
※有効求職者数  
(H18年3月末)

#### (2) 就職者(17年度)の障害種別の割合について

##### ①障害者就業・生活支援センター



※H17年度就職件数



※H17年度就職件数

### Ⅳ. 本事業以外の就業支援に関する事業の実施状況 (平成17年度)

(センター相談窓口が所在する場所における他事業の実施状況)

#### (1) 地域障害者職業センターのジョブコーチ支援事業における協力機関型ジョブコーチ又は第1号ジョブコーチの配置状況

配置センター数	47カ所 (全体の52%)
配置数(延べ)	75人

#### (2) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施(受託)状況

実施センター数	38カ所 (全体の42%)
---------	---------------

## 障害者就業・生活支援センターに関する条文

## 障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）

## 第五節 障害者就業・生活支援センター

## （指定）

**第三十三条** 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

## （業務）

**第三十四条** 前条の指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。
- 二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

## （指定）

## 法第三十五条において準用する第二十七条

- 2 都道府県知事は、第三十三条の規定による指定をしたときは、同条の規定による指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）の名称及び住所並びに

事務所の所在地を公示しなければならない。

- 3 障害者就業・生活支援センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### (地域障害者職業センターとの関係)

**法第三十五条において準用する第二十九条** 障害者就業・生活支援センターは、地域障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、第三十四条第二号に掲げる業務を行うものとする。

#### (事業計画等)

**法第三十五条において準用する第三十条** 障害者就業・生活支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 障害者就業・生活支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

#### (監督命令)

**法第三十五条において準用する第三十一条** 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第三十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

#### (指定の取消し等)

**法第三十五条において準用する第三十二条** 都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第三十三条の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第三十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 次節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により、指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (秘密保持義務)

**第三十六条** 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十四条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。



## 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（抄）

### 第四節 障害者就業・生活支援センター

（法第三十三条の厚生労働省令で定める法人）

第四条の十 法第三十三条の厚生労働省令で定める法人は、医療法人とする。

（法第三十四条第一号の厚生労働省令で定める援助）

第四条の十一 法第三十四条第一号の厚生労働省令で定める援助は、法第三十三条に規定する支援対象障害者（以下この条において「支援対象障害者」という。）に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な援助とする。

（法第三十四条第二号の厚生労働省令で定める事業主）

第四条の十二 法第三十四条第二号の厚生労働省令で定める事業主は、同号に規定する職業準備訓練を適切に行うことができると認められる事業主とする。

（指定の申請）

第四条の十三において準用する第四条の七 法第三十三条の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 代表者の氏名
- 三 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類
- 三 法第三十四条に規定する業務に関する基本的な計画
- 四 役員の名及び略歴を記載した書面

（名称等の変更の届出）

第四条の十三において準用する第四条の八 法第三十五条において準用する法第二十七条第三項の規定による届出をしようとする法第三十四条に規定する者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

（事業計画書等の提出）

- 第四条の十三において準用する第四条の九** 法第三十五条において準用する法第三十条第一項前段の事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。
- 2** 障害者就業・生活支援センターは、法第三十五条において準用する法第三十条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3** 法第三十五条において準用する法第三十条第二項の事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。